

近年、少子高齢化や核家族化の進展と共に、人の生活に癒しや安らぎを与えてくれるペットの重要性は高まっている。中でも猫は、犬と共に古くから人に最も身近な動物であり、代表的なペットとして多くの人に愛される存在である。

その一方で、屋内で飼養されていない猫や飼養放棄された猫が繁殖するなど、不適切な猫の飼い方が飼い主のいない猫を発生させ、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている。また、飼い主のいない猫に対する無責任な給餌は、住民間のトラブルを招く原因ともなっている。本市においても、近年、猫に関する苦情や相談は増加しており、市に引き取られた猫の殺処分もいまだ解消には至っていないのが現状である。

このような状況を改善するためには、繁殖力が強いという猫の特性、飼い猫の適正な飼養の方法、地域猫活動等に関する知識及び終生飼養の重要性の更なる普及啓発と、これらに対する市民の理解の促進が不可欠であるとともに、その前提として、必ずしも猫が好きな人ばかりではないという実情を踏まえた適切な配慮が必要である。

よってここに、市民の理解と協力の下、市、飼い主、販売業者、獣医師等が一体となって取り組むことにより、猫が好きな人も苦手な人も、誰もが猫と共生することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理の推進に関し、市、飼い主及び販売業者の責務並びに市民等及び獣医師等の役割を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と猫とが共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飼い主 猫の所有者又は占有者(所有者がいる猫の占有者に限る。)をいう。
- 二 飼い猫 飼い主がいる猫をいう。
- 三 終生飼養 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第七条第四項に規定する終生飼養をいう。
- 四 地域猫活動 市民等が、飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術(生殖を不能とする手術をいう。以下同じ。)及び給餌、給水、排せつ物の処理等(以下「給餌等」という。)を行うことにより、地域住民の理解の下に、当該猫の管理を行うことをいう。
- 五 販売業者 法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売を業として営む者をいう。
- 六 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又はこれらの者が組織する団体をいう。
- 七 獣医師等 獣医師又はその組織する法人をいう。

(市の責務)

第三条 市は、次に掲げる責務を有する。

- 一 市民等に対し、猫の習性及び特性、飼い猫の適正な飼養の方法、地域猫活動等に関する知識並びに終生飼養の重要性について積極的に普及啓発を行うこと
 - 二 市民等が行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術又は当該不妊去勢手術のための捕獲、地域猫活動等に対する支援を行うよう努めること
 - 三 飼い猫がみだりに繁殖して猫に適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがある事例を早期に把握し、当該飼い猫の所有者に対し、不妊去勢手術等の措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うよう努めること
 - 四 販売業者に対し、猫の適正な販売に関する指導を行うこと
 - 五 法第三十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により引取りを行った猫について、その飼養を希望する者の募集及び当該希望する者への譲渡しに関する事業を実施すること
 - 六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策を実施すること
- 2 市は、市民等から前項各号に掲げる責務を踏まえて実施する施策に関する相談の申出があった場合は、その相談に係る事項に対応するよう努めなければならない。

(令二、三・改正)

(飼い主の責務)

第四条 飼い主は、その飼い猫を適正に飼養することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

- 2 飼い主は、その飼い猫を屋内において飼養するよう努めなければならない。
- 3 飼い猫の所有者は、その所有する猫の終生飼養に努めるとともに、これを飼養できなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 4 飼い猫の所有者は、その所有する猫がみだりに繁殖して猫に適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じなければならない。

5 飼い猫の所有者は、その所有する猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、当該猫に幼齢、老齢、疾病その他の特別な事情がある場合を除き、名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 飼い猫の所有者は、大規模災害の発生を想定し、その所有する猫に係る避難先の確認及び確保を行うとともに、日頃から災害発生時に必要な物資の備蓄、ケージによる飼養の習慣化等に努めなければならない。

(令二、三・改正)

(販売業者の責務)

第五条 販売業者は、猫の販売を行うに当たっては、その購入者に対し、その適正な飼養の方法及び終生飼養について、必要な説明を行わなければならない。

2 販売業者は、購入者の猫の飼養に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

3 販売業者は、その販売の用に供する猫が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないように、当該猫を適正に飼養しなければならない。

(市民等の役割)

第六条 市民等は、猫が苦手な者がいることに配慮するとともに、地域猫活動その他の飼い主のいない猫の適正な管理の重要性について理解するよう努めるものとする。

2 市民等は、飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

一 当該給餌等により餌の散乱その他の生活環境の保全上の支障が生じないように留意すること

二 当該猫が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないようにすること

三 当該猫に不妊去勢手術を行い、又は地域猫活動に移行させるよう努めること(地域猫活動として給餌等を行う場合を除く。)

(獣医師等の役割)

第七条 獣医師等は、市、飼い主、販売業者及び市民等がその責務又は役割を果たすために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相互の協力)

第八条 市、飼い主、販売業者、市民等及び獣医師等は、相互に、その責務又は役割を理解するとともに、第一条の目的の達成に向けて協力するよう努めるものとする。

(推進体制の確立)

第九条 市は、第三条第一項各号に掲げる責務を踏まえて実施する施策及び前条の規定による相互の協力を効果的に推進する体制を確立するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十条 市は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令二、三・改正)

この条例は、令和二年六月一日から施行する。